

○池田市ラブホテル建築規制条例

(目的)

第1条 この条例は、池田市環境保全条例（昭和53年池田市条例第14号）の本旨にかんがみ、ラブホテルの営業を行う施設の建築に対し、必要な規制を行うことにより、本市の良好な教育環境その他の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) ラブホテル 旅館業を目的とする建築物（以下「旅館等」という。）のうち、専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とするものであつて、規則で定める構造及び設備を有しないものをいう。

(届出)

第3条 市内において旅館等を建築（既存の施設の増改築、大規模な修繕及び模様替え並びに用途変更を含む。以下同じ。）しようとする者は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があつたときは、当該建築物が前条第2号のラブホテルに該当するか否かを決定し建築主にその旨を通知するものとする。

(環境保全への責務)

第4条 旅館等を建築しようとする者（旅館等を営んでいる者を含む。）は、当該旅館等及び看板類の意匠、形態及び設置場所について、この条例が目的とする良好な教育環境その他の生活環境を阻害しないよう常に努めなければならない。

(建築禁止)

第5条 市内の次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業地域
- (2) 都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域
- (3) 教育・文化施設、児童福祉施設、公園等で市長が指定するものの敷地の周囲100メートル以内の区域（前2号に掲げる区域を除く。）

(同意)

第6条 禁止区域以外の区域にラブホテルを建築しようとする者は、あらかじめ市長の同意を得なければならない。

(諮問)

第7条 市長は、前条の同意については、池田市ラブホテル建築規制審議会の意見を聴かなければならない。

(中止命令)

第8条 市長は、第5条の規定に違反してラブホテルを建築している者に対して、当該ラブホテルの建築について中止を命じることができる。

(勧告)

第9条 市長は、第6条の規定に違反してラブホテルを建築している者に対し、当該ラブホテルの建築について必要な勧告を行うことができる。

2 前項の勧告を受けた者は、速やかに当該勧告に従い必要な措置を講じなければならない。

(立入調査)

第10条 市長は、この条例の施行について必要な限度において職員に建築物、

建築物の敷地又は建築現場に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(審議会の設置)

第11条 市長は、ラブホテルの建築についての同意その他この条例の施行について必要な事項を調査・審議させるため、池田市ラブホテル建築規制審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任規定)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 第8条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は100,000円以下の罰金に処する。

- 2 第10条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に営業し、又は池田市環境基本条例（平成28年池田市条例第40号）附則第2項による改正前の池田市環境保全条例第25条の事前協議が完了している旅館等については、当分の間第5条の規定を適用しない。
- 3 この条例の施行の際、前項の事前協議が完了している旅館等については、

この条例施行の日から 1 年間は、第 3 条第 1 項の規定（新築に係るものに限る。）を適用しない。

附 則（平成 4 年 3 月 31 日条例第 12 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 7 日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 12 月 26 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 6 月 24 日条例第 40 号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 29 日条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

（この条例の検証等）

- 4 市長は、この条例の施行後 4 年を超えない期間ごとに、この条例の社会情勢への即応性等について検証するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による検証の結果に基づき、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う等所要の措置を講ずるものとする。